

関厚発 0121 第 1 号
平成 27 年 1 月 21 日

保険医療機関・保険薬局
開設者 殿

関東信越厚生局長



届出の受理について

先に提出されました届出につきましては、別添の副本のとおり受理いたしましたので通知いたします。

なお、今後は下記の事項にご留意願います。

[明細書発行体制等加算] の施設基準に係る届出

(01015)

- 四 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
- 四 当該届出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- 四 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- 四 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

平成 26 年 12 月 25 日

〒154-0023

保険医療機関の所在地 東京都世田谷区若林 4-25-10 アメニティ世田谷1F
及び名称 若林4丁目歯科診療所

開設者名 八幡 忠美

印

関東信越厚生局長 殿